

北秋田市新商品等開発支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市新商品等開発支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、北秋田市補助金交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、北秋田市の地域資源を活かし魅力ある商品の開発及び改良に取り組む者に対し、その経費の一部助成することにより、新たな商品による本市の魅力発信と地域事業者の発展による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 前項に定めるもののほか、本市に新たに整備される道の駅及びその他の観光拠点（以下「道の駅等」という。）の目的地化及び本市のブランド力向上に資する看板商品の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条の2 この要綱において「看板商品」とは、道の駅等において提供又は販売することを主な目的とする商品及びふるさと納税返礼品への登録を目指す商品並びに地元産品・ジビエ等を活用した本市でしか味わえない食メニューのうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 北秋田市の地域資源、歴史、文化等の特性を活かし、本市のイメージ向上に資すること。
- (2) 地元産品の活用又は市内事業者間の連携に基づく販売・供給体制が確立され、地域経済への波及効果が期待されること。
- (3) 本市への来訪動機、ふるさと納税の申込動機としての誘因が見込まれること。
- (4) 継続的な提供・販売が可能であり、安定した供給体制が確保される見込みがあること。

(認定対象事業)

第3条 本事業において、補助対象事業として認定する事業（以下「認定対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 北秋田市ふるさと大使や伊勢堂岱遺跡、マタギ文化を活用した商品の開発及び改良
- (2) 北秋田市で生産される農林水産資源等を活用した商品の開発及び改良

- (3) 道の駅等での提供又は販売することを主な目的とする商品の開発及び改良
 - (4) ふるさと納税返礼品への登録を目指す商品の開発及び改良
 - (5) 本市でしか味わえない食メニューの開発及び改良
- (補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、前条に規定する認定対象事業による商品の開発及び改良に要する経費で、次の各号に掲げるものとする。ただし、他事業の補助対象となっている経費は除くものとする。

- (1) 商品試作のための開発費及び材料費
- (2) 包装デザイン等の作成（印刷製本費、消耗品費などの事務費）
- (3) 商品製作の外注費及び委託費等
- (4) 外部専門家への謝礼及び旅費
- (5) その他市長が認める経費

2 前項2号による場合、1年間の販売見込分の製作経費を対象とすることができる。ただし、事務費は除く。

(申請資格)

第5条 補助金交付対象となる者（以下「申請者」という。）は、市内に住所又は、事業所を有するものとする。ただし、市税の滞納がない者に限る。

2 申請事業により開発及び改良が行われる商品について、同一企画の商品の再生産及び継続販売が可能であること。

(補助率及び上限額)

第6条 補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号から第5号までによる事業の場合
対象経費の2分の1 上限50万円
- (2) 前号の規定にかかわらず、第3条に規定する看板商品の開発に係る事業として認めるものについては、対象経費の3分の2を補助し、その上限額を65万円とする。

2 補助金の交付額は、次条に規定する審査会において決定する。

(申請及び審査)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者は、北秋田市新商品等開発支援事業認定申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）及び事業収支予算書（様式第3号）を添えて、事業の認定について市長に申請するものとする。

2 市長は、特産品推奨認定委員を招集し、申請者によるプレゼンテーション審査会を開催したうえで、認定対象事業への認定及び補助金の交付の可否を決定する。

(認定期間)

第8条 事業実施の認定期間は、事業認定日から当該年度の3月31日までとする。

(帳簿等の管理)

第9条 補助金の交付を受けた申請者は、補助事業に係る帳簿その他の書類を、事業完了の日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

北秋田市長 様

所在地 北秋田市 _____

名称 _____

代表者氏名 _____

北秋田市新商品等開発支援事業認定申請書

北秋田市新商品等開発支援事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業名称： _____

添付書類

1. 事業計画書（様式第2号）
2. 収支予算書（様式第3号）
3. 事業実施主体が団体の場合、定款または規約の写し
4. その他事業内容を明らかにする参考資料（任意）

事業計画書

事業名	
事業実施主体名	
代表者名及び連絡先	代表者名 _____ 住 所 北秋田市 _____ 電 話 () F A X ()
事業提案の背景・目的	
事業内容及び実施方法	
事業のスケジュール	
期待される事業効果	
事業完了予定年月日	
その他	

注 この様式に記入できない場合、別紙様式（任意）を添付してください。

様式第3号

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
市補助金		
自己負担		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
合 計		

注1 備考欄に、積算の内訳を記入してください。

注2 事業実施主体が団体の場合、団体の収支ではなく、当該事業に係る経費のみ記入してください。